

明石市豊かな海づくり条例（令和5年3月30日条例第11号）

最終改正:

改正内容:令和5年3月30日条例第11号 [令和5年4月1日]

○明石市豊かな海づくり条例

令和5年3月30日条例第11号

明石市豊かな海づくり条例

本市は、明石海峡に面し、「明石鯛」・「明石だこ」・「明石のり」などの水産物に恵まれた海のまちとして全国的に知られている。歴史的背景として、明石海峡は激しい潮流と豊富な栄養分により日本有数の豊かな漁場を形成し、その恩恵を受け、四季折々に様々な魚介類が水揚げされてきた。日本最古の歌集「万葉集」にも海や魚にまつわる明石の歌が残されている。

また、約400年前に明石城の築城とともに誕生したと伝えられている魚の棚商店街では、現代においても、獲れた魚がすぐそばの漁港で競りにかけられ、生きたまま店頭に並ぶ「昼網」と呼ばれる光景が見られ、市民に親しまれている。

このように、自然との共生の中で先人から受け継いだ「豊かな海」は、固有の風土や文化を育み、古くから現在にわたり市民や訪れる人々を癒す明石のたからものとなっている。

しかしながら、近年、漁業就業者の減少に加え、海洋環境の変化や海の栄養塩類の低下などにより、のりの色落ちや漁獲量の減少が著しく、明石の海の豊かさが失われる危機に直面しており、これらの問題解決に向けた取り組みが急務である。

令和4年に開催された第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会では、「広げよう碧（あお）く豊かな海づくり」を合言葉に、豊かな海の創造に取り組む姿を内外に示し、その取組の輪が広がるよう、新たな決意を持って、豊穰（ほうじょう）の海を育てていくことが決議された。

栄養や魚が豊富で、ごみのない美しい豊かな海を実現することは、海だけでなく、海につながる河川や山や森などの豊かさも密接に関わっていることから、豊かな海づくりは、水産業の振興にとどまらず、地球温暖化をはじめとした環境問題への取り組みや食を通じた教育など、海だけでなく地域全体を豊かにする取り組みを持続的かつ安定的に実施し、進めていくことにもつながり、これによって、市民のみならず、より多くの人々が明石の海の豊かさを享受することが可能となる。

ここに、すべての市民、水産業者等と市が共に理解を深め、相互に協力しながら、これから先の未来に渡って、いつまでも、かけがえのない明石の海の豊かさを守り育むため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、豊かな海づくりに関する基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、すべての市民、水産業者等及び市が一体となり、瀬戸内海水域及び環境問題等への理解を深め、共に豊かな海づくりに関する取り組みを安定的かつ持続的に展開し、いつまでも続く豊かな海を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は事業者等をいう。
- (2) 水産業 漁業、水産加工業及び水産流通業をいう。
- (3) 水産業者等 水産業を営む者及びこれらの者が組織する団体をいう。
- (4) 水産物 海洋・河川・湖沼から産出される魚介及び藻類などのうち、市場に流通するものをいう。
- (5) 水産資源 水産物全般及び水域環境の保全又は改善に資する生物全般をいう。
- (6) 市 市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての明石市をいう。

（基本理念）

第3条 豊かな海づくりは、水域環境の保全及び水産資源の持続的利用の確保をしながら、将来にわたって安全かつ良質な水産物が安定的に供給されるよう推進されなければならない。

2 豊かな海づくりは、水産業が地域社会を支え、その活性化に貢献する活力のある産業として発展するよう推進されなければならない。

3 豊かな海づくりは、水産業に関わる者だけでなく、市民、水産業者等及び市が一体となって理解を深め、共に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、豊かな海づくりに資する施策を積極的に実施するよう努めなければならない。

2 市は、豊かな海づくりに資する施策を推進するに当たっては、国及び県と密接な連携を図るとともに、水産業者等に協力を求めるよう努めなければならない。

3 市は、豊かな海づくりに関する情報の提供等を通じて、基本理念に関する市民の理解を深め、幅広い世代が豊かな海づくりに関わることができるよう、分かりやすい広報及び啓発活動に努めなければならない。

（水産業者等の役割）

第5条 水産業者等は、基本理念に対する理解を深め、市民が将来にわたって明石の水産物を持続的かつ安定的に利用できるよう、水産資源の適切な保存及び管理を行うよう努めなければならない。

2 水産業者等は、自ら漁獲する水産物が市民の食生活を支えていることを認識し、水産物の安全性の確保を図り、適切な情報の提供に努めなければならない。

（市民の役割）

第6条 市民は、基本理念に対する理解を深め、自らの生活、活動等を通じて水産物の消費及び水域環境の保全に関し積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 水域において遊漁その他の余暇活動を行う者及びこれに関する事業に携わる者は、航行等の秩序を守るとともに、漁業生産活動及び水域環境に影響を与えないよう努めなければならない。

(食育)

第7条 市は、豊かな海づくりの推進における食育の重要性を認識し、水産業者等及び市民と連携の上、あらゆる機会及び場所を利用して、それぞれの分野において積極的に地産地消等の推進を図り、魚食文化の普及及び継承に努めるものとする。

2 市は、前項の食育の推進に当たり、学校給食を有効な手段として積極的に活用するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第8条 市は、本条例の目的を達成するため、関係する施策の推進に必要な体制の整備に努めなければならない。

(財政支援)

第9条 市は、本条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(議会への報告等)

第10条 市長は、豊かな海づくりに資する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、毎年度、豊かな海づくりに関して行った施策を議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。
